

# 高年齢者及び障害者雇用状況 報告書の書き方 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 高年齢者及び障害者雇用状況報告書の書き方 簡単まとめ

## 1. 高年齢者雇用状況報告書（高年齢法）

- **定年制:** 定年の有無・年齢（就業規則通り）、改定予定（有無・年月日）を記入。定年が無ければ継続雇用・66歳以上制度の項目は記入不要。
- **継続雇用制度:** 制度の有無、内容（勤務延長/再雇用、対象者、上限年齢等）を記入。原則希望者全員対象だが、基準があれば現状を報告。（注）はH25.3末迄の労使協定締結企業以外非該当。導入・改定予定（有無・年月日）も記載。継続雇用上限66歳以上なら下記「66歳以上雇用制度」は記入不要。
- **66歳以上雇用制度:** 制度有無、内容（70歳以上雇用、他社継続雇用等）を記入。70歳までの就業機会確保は努力義務（改正高年齢法）。
- **労働者数・離職者数:** 6/1現在の年齢別常用労働者数、及び過去1年間の45歳以上70歳未満の解雇等による離職者数を記載。
- **定年到達者状況:** 過去1年間の定年到達者数、継続雇用された/されなかった者の状況を報告。

## 2. 障害者雇用状況報告書（障害者雇用促進法）

### • 法定雇用率等:

対象：常時雇用労働者40.0人以上の企業（R6.4.1～）。

法定雇用率（民間）：2.5%（R6.4.1～）。

実雇用率により調整金・納付金対象の場合あり。

### • 労働者数算定:

除外率：業種ごとに設定。

常用労働者（週30h～）と短時間労働者（週20～30h未満、0.5人カウント）を区別し、除外率を考慮して算定基礎労働者数を計算。週20h未満は含まず。

### • 障害者数算定:

対象：身体・知的・精神障害者（精神は手帳所持者）。

短時間（週20～30h未満）は0.5人、重度身体・知的障害者は1人で2人分（短時間は1人）としてカウント。

# 高年齢者及び障害者雇用状況報告書の書き方 簡単まとめ

- 実雇用率・不足数:

実雇用率 = (算定上の障害者数計) ÷ (法定雇用障害者の算定基礎となる労働者数) × 100。

不足数 = (法定雇用障害者数) - (算定上の障害者数計)。法定数未達成時に記入。

## 3. 提出方法

- 提出先：管轄ハローワーク。
- 方法：持参、郵送、電子申請（e-Gov可）。
- 注意：未提出・虚偽報告は企業名公表や罰金の可能性。正確な記入と期限内提出が重要です。